資料５－２

東海市地域強靭化計画(案)

－ 概要版 －

令和７年（2025 年）３月改定

1. 計画の策定趣旨

平成 25 年(2013 年)12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(以下、「基本法」という。)」が公布・施行され、平成 26 年(2014 年)には基本法に基づき、国土強靭化に関する国のほかの計画等の指針となる「国土強靭化基本計画(以下、「基本計画」という。)」が策定された。

愛知県においても、南海トラフ地震をはじめとする大規模な自然災害から人命・財産と県民生活及び地域産業を守るとともに、社会経済活動の確実な維持等を図ることを目的として、平成 28 年(2016 年)3月に「愛知県地域強靭化計画(以下、「県地域計画」という。)」が策定され、令和2年(2020 年)3月に改訂されている。

そこで、本市においても、「基本計画」や「県地域計画」との調和を図りながら国や県内市町村等関係者相互連携のもと、大規模な自然災害が起こった際に、機能不全に陥ることなく、いつまでも元気であり続ける「強靭な地域」をつくりあげるため、強靭化に関する指針となる「東海市地域強靭化計画」を策定するものである。

2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靭化地域計画として策定するものであり、基本計画との調和や県地域計画との調和・連携を図る。加えて、「第7次東海市総合計画」との整合・調和を図るとともに、「東海市地域防災計画」をはじめとする様々な分野別計画の指針となるものである。また、令和 15 年度(2033 年度)までの期間に取り組むべき施策の方向性を示し、「第7次東海市総合計画」の効果を最大限に発揮することができるよう留意する。

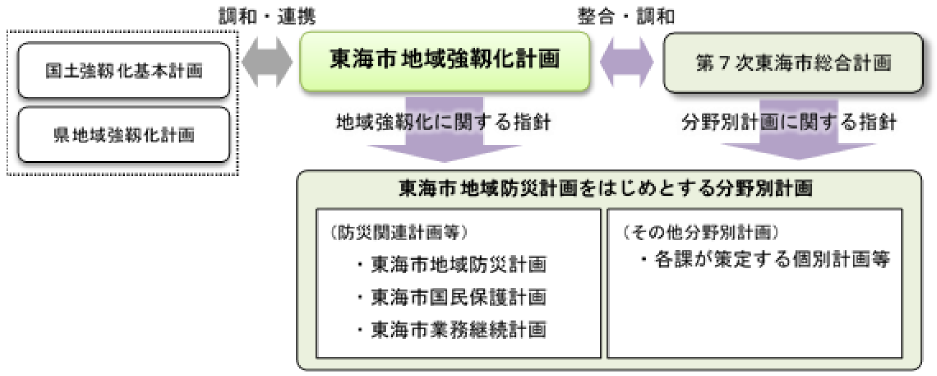

3. 東海市の地域特性

本計画の策定にあたっては、本市の地域特性や災害リスクについて整理した上で、基本目標や推進方針等について検討する。

> **(1)地域特性**　：①地勢、②気候、③人口動向、④産業
> **(2)想定するリスク**　：①過去の災害、②南海トラフ地震、③液状化、津波、高潮、洪水、土砂災害など

4. 強靭化の基本目標

基本計画や県地域計画に掲げられた基本目標を踏まえ、本計画の強靭化の基本目標を以下のとおり設定する。

> （１）市民の生命を最大限守る
> （２）地域及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
> （３）市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
> （４）迅速な復旧復興

5. 強靭化を進める上での留意事項

強靭化の基本目標の達成に向け、基本計画や県地域計画に掲げられている基本的な方針を踏まえ、本計画では以下の事項に留意しながら取り組むこととする。

> （１）強靭性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証
> （２）短期的な視点によらず、長期的な視野を持って取り組む
> （３）ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせ、総合的に取り組む
> （４）女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に配慮する

6. SDGsとの協調

国の SDGs 実施方針に基づき、本市においても、変化する社会情勢に柔軟に対応しながら、さまざまな市の課題の解決に向けて、SDGs を推進することが求められており、本市の最上位計画である「第7次東海市総合計画」では、将来都市像や「めざすまちの姿」の実現に向けた各取り組みを整理し、本市の持続的な発展につなげることとしている。また、国土強靭化基本計画では、DEI(多様性・公平性・包摂性)を踏まえたあらゆる取組を推奨し、支援することとしている。

そのため、本計画においても、上記内容を踏まえ、SDGs17 の目標の視点や DEI を踏まえた地域強靭化への取り組みを進めていくものとする。

出典：国際連合広報センター

7. 脆弱性評価と強靭化の推進方針

(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

東海市の強靭化に向けて必要な事項を明らかにするため、想定するリスクと地域特性を踏まえ、6 つの「事前に備えるべき目標」を設定する。さらに、各目標を達成するために検討すべき課題として、33 の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定する。(※リスクシナリオは裏面参照)

(2)施策分野(個別施策分野と横断的分野)の設定

(1)で設定した個々のリスクシナリオに対する施策に漏れがないようにするため、県地域計画を踏まえ、11 の個別施策分野と 6 の横断的分野を設定する。(※右表参照)

施策分野	
個別施策分野	１ 行政機能／警察・消防等
	２ 住宅・都市
	３ 保健医療・福祉
	４ エネルギー
	５ 情報通信
	６ 産業・経済
	７ 交通・物流
	８ 農林水産
	９ 地域保全
	10 環境
	11 土地利用
横断的分野	１ リスクコミュニケーション
	２ 人材育成
	３ 老朽化対策
	４ 研究開発
	５ 産学官民・広域連携
	６ デジタル活用

(3)脆弱性評価結果

脆弱性評価は、県地域計画に示されている脆弱性評価の実施手順を参考に実施し、評価結果は「リスクシナリオごと」と「施策分野ごと」に整理する。

(4)推進方針の整理

上記をもとに大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を実施し、その結果に基づき、強靭化施策の推進方針を定める。(※推進方針は裏面参照)

8. 計画推進の方策

本市の強靭化施策を着実に推進するため、PDCA サイクルを通じて、不断の点検・改善を行う。

①計画の推進体制	全部局横断的な体制のもと、市民・民間事業者をはじめ様々な関係機関との連携を図りながら計画を推進する。
②計画の進捗管理	毎年度、アクションプランに整理した重要業績指標等を用いて、各施策の進捗状況を把握する。
③計画の見直し	総合計画の策定に併せて見直しを行うこととする。なお、社会情勢の変化や施策の進捗状況等に応じて見直しの必要性が生じた場合は、適宜見直しを検討する。

■強靱化施策の推進方針（リスクシナリオごと）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	推進方針（一部抜粋）
1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	▸市街地整備関連事業による災害に強いまちづくりの推進 ▸耐震化の啓発や耐震診断・改修費の補助の推進 ▸交通施設の耐震化や構造安全性の確保
	1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	▸火災に強いまちづくりの推進 ▸官民連携による、密集市街地の計画的な解消
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	▸避難場所の確保や避難誘導灯・避難案内看板等の整備 ▸ハード対策・ソフト対策を組み合わせた津波防災地域づくりの推進
	1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	▸雨水貯留浸透施設等の整備やハザードマップの作成、情報伝達体制の強化等ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進 ▸各浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施の促進
	1-5 大規模な土砂災害（土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生	▸大規模盛土造成地の基礎調査等ハード対策・ソフト対策を組み合わせた土砂災害対策の推進
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	▸救援部隊活動拠点として使用する候補地リストを作成し、自衛隊・警察・消防の活動拠点用地を確保 ▸自主防災組織の活動を通じた市民の防災意識の向上
	2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	▸医療救護活動に関する協定等による連携強化や応援医療チームの受援体制の強化 ▸医療及び支援物資物流を確保する道路整備や体制強化、道路寸断を考慮した輸送体制の検討
	2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	▸資機材の準備や建物改修等による避難所の防災機能強化 ▸県、近隣市町、民間と連携した避難施設の不足対策の検討 ▸避難所の仮設・簡易トイレの整備及び維持管理の徹底
	2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	▸自主防災組織や企業、家庭での備蓄の促進 ▸緊急輸送道路の防災性を考慮した整備の推進 ▸物資調達、受援体制の構築
	2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	▸帰宅困難者等支援対策の推進
	2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生	▸衛生管理に必要な備蓄の整備や訓練の実施等、避難所での感染拡大防止対策の推進
3. 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	▸信号機や道路照明、道路情報版の停電対策の推進 ▸非常用電源設備や装備資機材等の充実強化 ▸治安確保に必要な関係機関が連携した訓練の実施
	3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	▸協定締結や受援計画策定等による受援体制の整備推進 ▸防災拠点となる公共施設の耐震化や水害対策等の推進
4. 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下	▸企業ＢＣＰの策定支援と普及活動の推進 ▸物流施設・ルートの耐災害性を向上する施策の推進
	4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	▸コンビナート設備等の耐震化や護岸の強化等の津波対策の促進 ▸関係機関による対策の促進、災害情報の周辺住民等への迅速かつ確実に伝達する体制の構築
	4-3 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響	▸金融機関ＢＣＰの実効性を維持・向上する対策の継続実施

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	推進方針（一部抜粋）
4. 経済活動を機能不全に陥らせない	4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響	▸食品産業事業者等と自治体の連携・協力体制の強化 ▸農畜産物関連施設の耐災害性及び体制強化の促進
	4-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	▸広域的な応援体制の整備 ▸雨水や再生水等の有効活用の普及・推進
	4-6 農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下	▸農業水利施設等の耐震化の促進 ▸自立的に農地・農業水利施設等の復旧を行う体制の整備
5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達できず避難行動や救助・支援が遅れる事態	▸放送設備の多重化及び放送局の洪水対策等の推進 ▸定期訓練の実施や災害時対応マニュアルの見直し ▸避難の遅れを防ぐタイムラインの更新と体制整備 ▸災害情報に係る通信手段の多重化及び市民への周知
	5-2 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止	▸関係機関と事業者の間での連携体制の構築 ▸燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策の推進 ▸災害時のエネルギー供給の優先順位の整理
	5-3 都市ガス供給、石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	▸関係機関と事業者の間での連携体制の構築 ▸燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策の推進
	5-4 上水道施設等の長期間にわたる機能停止	▸老朽化が進行している水道管の計画的な更新 ▸他自治体、民間事業者等との協力体制の構築
	5-5 基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	▸市全域の道路体系の計画的な整備 ▸海上・航空輸送ネットワーク確保に係る体制整備
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	▸職員等が活動する施設の耐震性の強化、電力の確保 ▸事前復旧・復興計画の策定、体制づくりの推進 ▸事前復興に関する模擬訓練への参加・実施
	6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態	▸復旧・復興を担う人材の育成等 ▸事前復興、復興方針・体制づくりの推進 ▸災害ボランティアの円滑な受け入れ体制の構築
	6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	▸災害廃棄物仮置場候補地の運用計画の策定 ▸災害廃棄物処理計画の実行性の向上 ▸他自治体、民間事業者等との協力体制の構築
	6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	▸復興体制・手順の検討、模擬訓練の実施 ▸事前復興まちづくりの取り組み等の促進
	6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	▸文化財防火訓練の定期的な実施 ▸平時から町内会・自治会等の各種団体との連携・協力による地域での共同活動の活性化
	6-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	▸風評被害等に対応する情報発信体制の強化
	6-7 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ	▸応急仮設住宅等の迅速な建設に向けた体制強化